

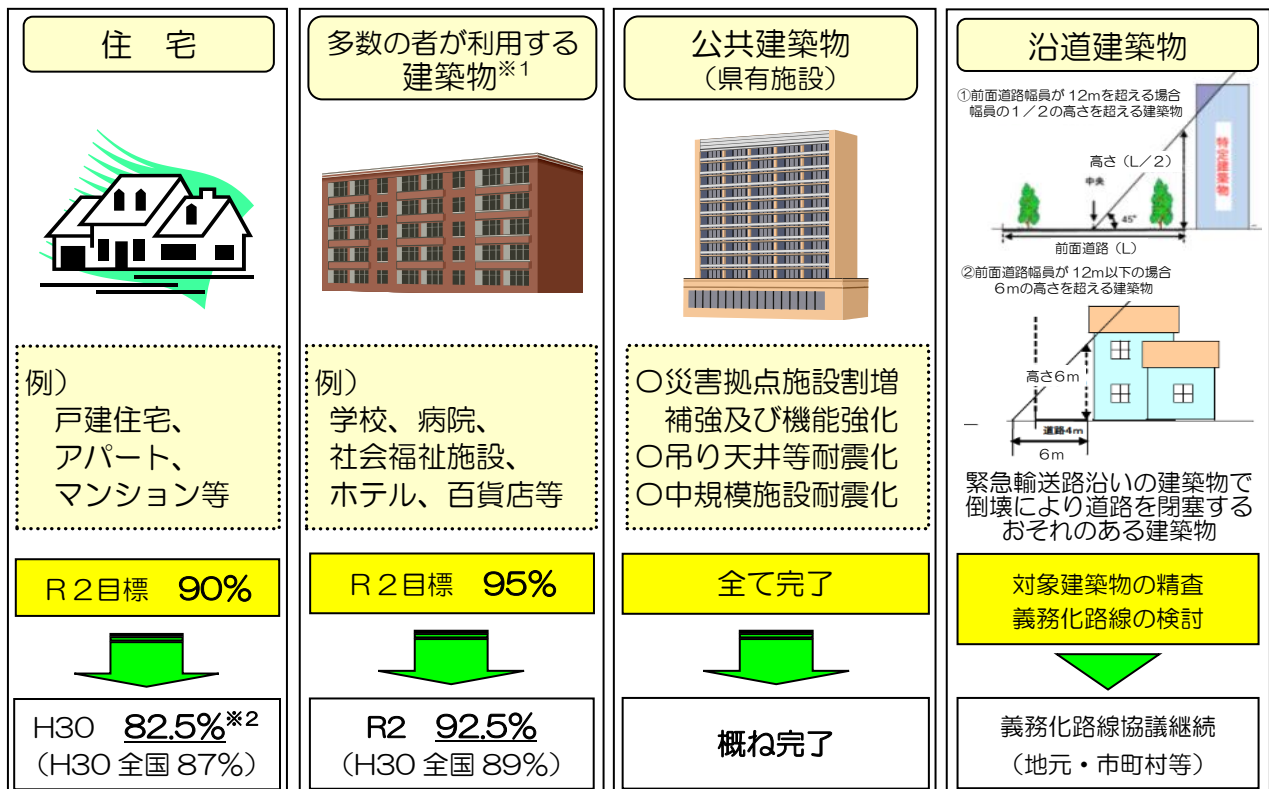
長野県耐震改修促進計画について

2020. 11. 5 建築住宅課

1 背景

- 本計画は、耐震改修促進法（第5条）により、国の基本方針（平成18年国交省告示184号）に基づき策定することとされている。
- 第Ⅰ期計画（H18～H27）を経て、第Ⅱ期計画（H28～R2）に、住宅・建築物等の耐震化率の目標を定め、耐震化の促進を図っている。（本年度末で現計画期間が終了）

2 現計画（第Ⅱ期）の達成状況



※1 多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号）

学校、病院、ホテル等：階数3以上かつ面積1,000㎡以上、幼稚園、保育園等：階数2以上かつ面積500㎡以上

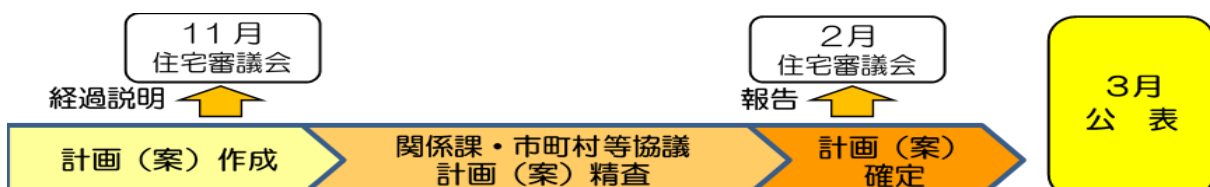
※2 H30住宅・土地統計調査に基づく推計値

3 次期計画に向けた課題

- 住宅の耐震化を加速させるための施策
- 多数の者が利用する民間建築物の耐震化促進 等

4 今後の対応

本年度末で現計画期間が終了となるが、切れ目のない取組みを実施するため、関連計画との整合を図り、次期計画について検討する。



第II期計画期間中の主な取り組み

■住宅所有者に対する耐震化の普及・啓発の実施

- 耐震化フォーラム開催（参加者約250名）
- 出前講座を危機管理部と合同実施（約30回/H30～）
- 防災講演会開催（参加者約150名）
- 各地パネル展示（公共施設、地域行事）
- シニア大学で周知
- CATVで耐震化PR
- 広報誌でチラシ全戸配布



■住宅所有者が耐震化を容易にする環境の整備

- 全市町村に耐震相談窓口設置
- 安価な工法等の普及講習会開催
受講者数：約730名（H30～R2）
※受講者リストをHP掲載



■補助金による耐震改修の促進

○制度の拡充関係

【戸建て住宅】

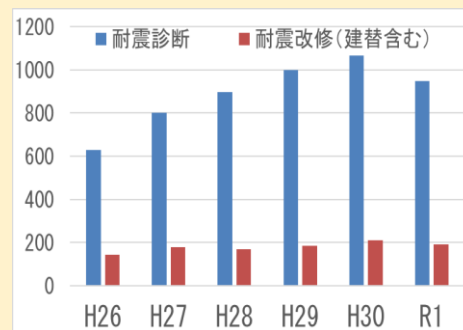
- ・上限60万円 ⇒ 100万円（H29）
- ・現地建替補助を追加（H27）

【多数の者が利用する建築物】

大規模改修補助を新設（H27）

○住宅の補助実績

診断累計：47,476戸（全国4位）
改修累計：2,918戸（全国6位）



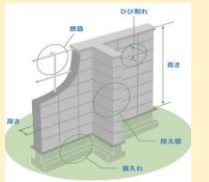
■多数の者が利用する建築物の耐震化に関する取組

- 大規模施設の所有者への啓発（個別訪問、電話連絡）
- 防災査察時に耐震化の啓発（年2回）
- 定期報告時に耐震化の啓発
- 関係部局との協働による普及啓発
（病院施設、ホテル・旅館等）



■ブロック塀に関する取組

- 市町村の補助制度創設
（制度創設済：44市町村）
- 所有者への相談支援、鉄筋探査機貸し出し
- 市町村に対し、点検方法等の技術的助言を実施



■市町村の取組み事例 <住宅所有者への直接的なアプローチ>

- 全対象住宅約23,000世帯へダイレクトメール（診断申込が前年比約8倍に増加）
- 約200世帯/年の対象住宅を業者と共に戸別訪問（H24～継続）（業者との接触が容易になる）